

	質問内容	回答
1	この補助金はこういった内容の補助金か？	<p>新型コロナウイルス感染症が発生した障害福祉サービス事業所等（別表1のとおり）が、障害福祉サービスを継続して提供できるよう、<u>通常の障害福祉サービスの提供時では想定されない、かかり増し経費等に対して支援を行うもの。</u></p> <p><u>※原則各事業所において感染者（濃厚接触者及びR5.5.8以降は感染と接触があった者を含む）発生後から感染終息までの期間におけるかかり増し経費等が対象です。（但し、この期間にコロナ感染者等への対応のために、通常とは異なり大量に消費した消耗品について、終息後に買い足したのものについては対象となります。）</u></p> <p><u>※本補助金は、感染者発生後から感染終息までの期間における真に要したかかり増し経費等が対象です。本趣旨をご理解の上申請いただくようお願いいたします。</u></p>
2	対象事業所以外（例えば地活、移動支援）は対象とならないのか？	国制度に基づき実施するため、国が示す対象事業所以外は対象外となります。
3	「別表2 対象経費」は例示か？	別表2に示す対象経費として、読み取れない範囲の経費については対象外となります。
4	別表2 対象経費の感染性廃棄物の処理費用はどのような費用が補助対象となるのか。	<p>対象事業所等において、その要因が解消するまでの間に生じた感染性廃棄物処理に要する費用であり、要因解消以降にも使用できるものや、将来感染が起きた場合に備えて購入するものは対象外です。</p> <p><対象となる具体例>廃棄物処理に使用のごみ袋、ブルーシート、テープ等の購入費用（ただし、要因解消後も繰り返し使用可能なごみ箱や当該感染と関係のない廃棄物に係る処理費用は対象外）。</p>
5	別表2 対象経費の在庫不足が見込まれる衛生・防護用品はどのような費用が補助対象となるのか。	<p>当該発生等への対応期間に使用するであろう量に対し、事業所等の在庫量では不足することが見込まれる場合であり、十分な保有量があり、在庫不足が見込まれない場合及びあらかじめ購入したものに係る費用は対象外となります。</p> <p>また、その目的が感染を防ぎ又は消毒するために使用する衛生・防護用品（マスク、手袋、ガウン等）であり、体温計やパルスオキシメーター、パーテーションなどといった器具や備品は対象外です。ただし、体温計やパルスオキシメーターについては、施設内療養が必要となった</p>

		障害者支援施設及び共同生活援助において、療養中の経過観察のために必要であると認められる場合は、対象として差し支えありません。
6	対象経費に賃金や手当等の人件費が示されているが、どういったものか？	通常の障害福祉サービスでは発生しない（新型コロナウイルス感染症の対応による）人件費となります。ただし、障害福祉サービスの提供にかかる本体報酬や他の同種の補助金で請求している人件費は対象外となります。
7	対象経費の金額が市基準額を超えた場合はどうなるのか？	超えた金額については、法人（事業所）負担となります。
8	多機能事業所等、複数サービスを実施している場合、いずれのサービス種別の基準額にすればよいのか？	要綱第3条(1)(2)の要件に該当しているサービス種別ごと の基準額を選択してください。また対象経費については、サービス種別ごとに算出する必要があります。
9	領収書が必要とされているが、ない場合はどのようにすればよいのか？	領収書がない場合は、それに代わるもの（金額・物品の内容が確認でき、発行元の証明のあるもの）を提出してください。（法人若しくは事業所の会計で支出されたものであれば、経費として計上するために必要な根拠資料も保管されているはずです。）
10	「(1) 事業所等におけるサービス継続支援事業の⑤」には、自主休業の届出を経て、できる限りの支援を実施した事業所について、居宅への訪問に替えて電話等による対応を行った場合も含まれるのか？ ※令和5年5月7日までの内容	訪問サービスを行っている事業所が対象となります。（今回のかかり増し経費の助成は、障害福祉サービスの提供にかかる本体報酬や他の同種の補助金で請求しているものは対象外となりますので、電話等による対応については、障害福祉サービスの報酬の対象となるためかかり増し経費の対象とはならないものです。）
11	他の補助事業から補助金を受ける場合はどうなるか？	他の補助金で補助を受けている費用については、補助対象となりません。同じ経費に対して別々の補助金に二重に申請することがないようにしてください。
12	別表1の補助基準単価の欄外、事業所等ごとに(1)及び(2)についてそれぞれ基準単価まで助成できるとあるが、例えば4月に感染者が発生し(1)①に該当するとして基準単価の上限の助成を受け、9月に(1)⑤(R5.5.8以降は(1)④)に該当する訪問サービスを実施した場合、改めて9月に助成を受けることは可能か？	9月時点では(1)①に該当しないため、9月に(1)⑤(R5.5.8以降は(1)④)に該当するとして、助成は可能です。 別表1の(1)①～④、(1)⑤及び(2)(R5.5.8以降は(1)①～③、(1)④及び(2))のそれぞれについて、その時点での事業所の状況に応じて基準単価まで助成可能です。

13	いつまでの購入分等が対象となるのか？	令和6年3月31日(日)までの支出のものについて対象となります。
14	対象施設で介護サービスも実施しており、介護サービスにも同じ補助金があるようだが、申請はどうすれば良いか。	介護と障害を一体的に実施している場合(例:訪問介護<介護>と居宅介護<障害>)、主に対応を要した側で申請願います。ただし、同じ補助事業を重複して申請は出来ませんので、ご注意ください。 共生型の指定を受けて実施している場合、原則本体事業所を所管している方を優先してご申請下さい。また基準該当の場合には介護にて申請願います。
15	「障害者施設等における検査費用補助金」との優先順位、関係性は。	「障害者施設等における検査費用補助金」(以下「PCR検査補助金」という)は本事業の補完的役割を担っており、障害者支援施設又は共同生活援助事業所は本事業を優先的にご活用いただくことをお願いしております。 なお、本事業において、検査費用が対象とならない事業所等については、要件を確認の上、PCR検査補助金の申請を検討してください。
16	別添1 自費検査を実施するに至る経緯及び理由書の様式はあるか。 また医療機関等の受診が分かるもの以外に添付するものはあるのか。	どういった要件に該当するために、自費検査に至ったのか分かるよう記載いただければ、経緯及び理由書は任意の様式で構いません。 また、申請は各施設等から提出となりますので、検査費用について、施設等が負担したことが確認できる資料も提出願います。
17	医療機関等の行政検査の判断を待たずに、事業所等の判断で行った自費検査は申請の対象となるか。	行政検査の対象と判断された場合は、対象外です。
18	押印は必要か。	申請書の代表者職氏名欄にご署名いただければ、押印は必要ありません。なお、記名・押印(代表者印)の押印によって申請することを妨げるものではありません。
19	交付申請書兼実績報告書には、口座振替登録番号の記載が必要か。	既に登録番号をお持ちの場合は記載をお願いします。まだお持ちでない場合は、請求書提出時には必要となりますので、早めの手続き(市ウェブサイト:口座振替の登録参照)をお願いします。